

## 郡山市福島空港活用促進協議会負担金交付要綱

平成23年2月17日制定

平成29年4月11日一部改正

令和8年3月16日一部改正

[都市構想部総合交通政策課]

(趣旨)

第1条 福島空港の利活用促進事業（以下「事業」という。）の円滑な運営を図るための郡山市福島空港活用促進協議会（以下「協議会」という。）に対する負担金の交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

(交付手続)

第2条 負担金の交付の申請、決定等に関する事項その他負担金に係る予算の執行に関する基本的事項については、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるところによるものとする。

(負担金の交付対象経費)

第3条 負担金の交付対象経費は、別表のとおりとする。

(負担金の交付額)

第4条 負担金の交付額は、別表のとおりとし、予算の範囲内で定める額とする。

(交付の申請)

第5条 協議会は、負担金の交付を受けようとするときは、規則第4条の規定により、当該交付の申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認めて指示する書類

(交付の条件)

第6条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次のとおりとする。

- (1) 負担金交付の目的以外に負担金を使用しないこと。
- (2) 負担金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(軽微な変更の範囲)

第7条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当する変更とする。

- (1) 交付対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更
- (2) 事業計画の細部の変更であって、負担金の交付を決定した額の増額を伴わない変更

(概算払)

第8条 市長は、必要と認めるときは、負担金を概算払の方法により交付することができる。

(実績報告等)

第9条 協議会は、事業が完了したときは、当該完了日から30日以内又は事業が完了した日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに、規則第14条の規定により市長に実績報告書を提出するものとする。この場において、同条に規定するその他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認めて指示する書類

2 協議会は、実績報告書を事業が完了した日の属する年度内に提出できない場合は、事業の完了後直ちに事業完了届を提出した後、実績報告書を提出しなければならない。

(負担金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が負担金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき負担金の額を確定し、速やかに規則第15条の規定により負担金の交付額の確定の通知を書面により協議会に通知するものとする。

ただし、確定額が交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、負担金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年2月17日から施行し、平成22年度以後の年度分の負担金について適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月11日から施行し、平成29年度以後の年度分の負担金について適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条、第4条関係）

交付対象経費	交付額
事業に要する経費のうち、報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金	当該対象経費の2分の1
旅費（視察研修を除く）	
旅費のうち、会長（郡山商工会議所会頭）の視察研修（こおりやま市民の翼等）に要するもの	
旅費のうち、副会長（郡山市都市構想部長）の視察研修（こおりやま市民の翼等）に要するもの	当該対象経費の全額

備考

繰越金は交付対象経費外とする。

旅費のうち、副会長（郡山市都市構想部長）の視察研修（こおりやま市民の翼等）に要するものについては、額が確定した場合において、その額を超える負担金が交付されているときは、他の交付対象経費に充てず、差額を返還するものとする。